

原子力防災について

1. 原子力防災体制

- 原子炉等規制法や原子力災害対策特別措置法などにに基づき、国、地方自治体、原子力事業者がそれぞれの立場で体制を強化し、平常時から防災に取り組んでいる。
- 原子力緊急事態が発生した場合、国の原子力災害現地対策本部、都道府県及び市町村の現地災害対策本部は、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、現地のオフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を組織し対応を行う。

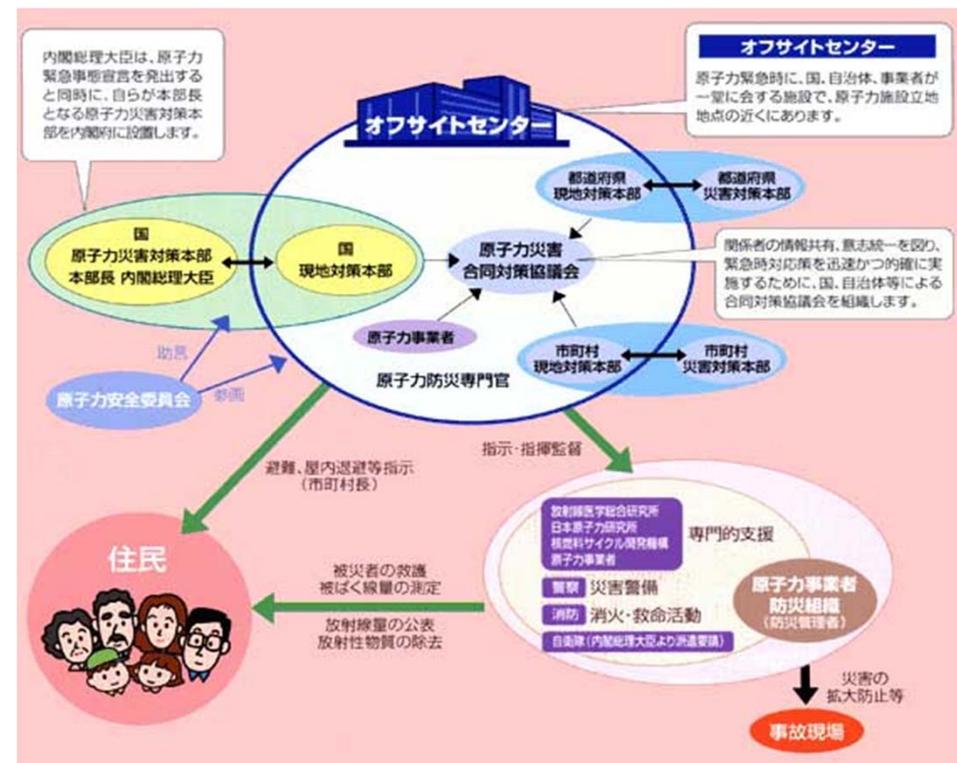
平常時

平常時

万が一の災害に迅速に対応するため、平常時から防災のための体制を整えています。



緊急時



2. 原子力防災にかかる主な費用

○万が一の原子力発電施設等の事故に備え、地方公共団体の防災体制の強化を図る観点から、国から原子力発電施設等の所在道府県等に対し、防災体制の確立に必要な支援を行っている。（→政策的経費(第5回)で整理）

【 】は平成23年予算額(補正予算額)

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(経産省、文科省)【経産25.9億円、文科5.6億円】

原子力発電施設等が所在する道府県等が行う原子力防災対策に係る経費に対する交付金。

(対象事業)

- ・放射線測定器等の防災資機材の整備・維持・管理及び被ばく医療設備の整備・維持・管理費
- ・緊急時における国—道府県—市町村を結ぶ専用回線網等の整備費
- ・所在道府県等が実施する防災計画策定、訓練等に係る経費
- ・所在道府県等が整備する緊急事態応急対策拠点施設の整備・維持・管理費

原子力発電施設等緊急時対策技術等(運営費交付金)(経産省)【45.4(15.5)億円】

原子力防災体制の実効性の向上を図るため、独立行政法人原子力安全基盤機構が実施する原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備等に必要な経費に対する交付金。

(対象事業)

- ・テレビ会議システム、通信機器等の防災資機材の改良及び維持管理
- ・事故進展予測システムの改良及び維持管理
- ・国の原子力総合防災訓練での基礎資料の整備、訓練シナリオの作成等の支援
- ・所在道府県等の防災訓練の実行支援の実施 等

放射線監視等交付金(文科省)【50億円】

原子力発電施設等から放出される放射性物質が周辺環境に与える影響を調査するため、環境放射線監視に必要な施設等の整備及び原子力発電施設等の周辺における環境放射線の調査等を行うための交付金。

広報・安全対策交付金(経産省)【11.5億円】

原子力発電施設等の立地及び立地予定の地方公共団体が行う原子力に対する知識の普及、安全確保に関する調査等に対する交付金。